

校長	教頭	教頭	教務主任	学年主任	担任

令和 年 月 日

大妻嵐山中学校・高等学校長様

第 年 組 番 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

学校において予防すべき感染症による出席停止届

医療機関を受診し、出席停止期間は下記の通りと指示されましたので、登校を控えておりました。
本日より、登校可能となりましたので、ご連絡いたします。

出席停止期間： 令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()

出席停止の理由：

*受診した医療機関を記入してください。必要に応じて受診先に問い合わせることがあります。

診 断 名：
受 診 日： 令和 年 月 日 ()
医療機関名：
医療機関住所：
医療機関電話番号：

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第18、19条）

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）	
	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）	
	特定鳥インフルエンザ	
新型コロナウイルス感染症	※要確認	
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフル エンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するま で
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療 法による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日 を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他の感染症 （溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅 斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 など）	感染のおそれがある場合や全身状態が悪いなど、医師の 判断で出席停止を要する場合など	